

議案第 81 号

議決第 号

始良市公園条例の一部を改正する条例の件

始良市公園条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）8月31日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市公園条例の一部を改正する条例

始良市公園条例（平成22年始良市条例第179号）の一部を次のように改正する。

別表第1 始良市総合運動公園の項有料公園施設の種類及び名称の欄中「体育館照明」の次に「、体育館冷暖房施設」を加える。

別表第2中

「

体育館
体育館会議室
体育館多目的室
体育館役員室
体育館トレーニング室
体育館シャワー施設
体育館放送施設
体育館照明
テニスコート
テニスコート照明
陸上競技場更衣室
陸上競技場会議室
陸上競技場放送室
人工芝グラウンド
人工芝グラウンド照明

「

体育館
体育館会議室
体育館多目的室
体育館役員室
体育館トレーニング室
体育館シャワー施設
体育館放送施設
体育館照明
体育館冷暖房施設
テニスコート
テニスコート照明
陸上競技場更衣室
陸上競技場会議室
陸上競技場放送室
人工芝グラウンド
人工芝グラウンド照明

を

に改める。

」

」

別表第4中

「

照明施設	専用使用	1,750円
	一部使用（1回路4灯）	210円

備考

- 1 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 2 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設は除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。

」を

「

照明施設	専用使用	1,750円
	一部使用（1回路4灯）	210円
冷暖房施設		6,200円

備考

- 1 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 2 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設及び冷暖房施設は除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。